



箕 市 政 第 436 号 の 2  
令 和 3 年 (2021 年) 3 月 1 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

北大阪地域協議会

議長 溝口 宏己 様

豊能地区協議会

議長 荒木 紀久 様

箕面市長 上島 一彦



要請書について(回答)

時下 貴台におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市行政諸般にわたりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年1月8日付けで提出されました要請書につきまして、別紙回答書のとおり回答します。

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市 市民部 市民サービス政策室

電 話:072-724-6723(直通)

ファクス:072-723-5538



令和3年1月8日提出 2021(令和3)年度自治体政策・制度予算要請に対する回答書

1. 雇用、労働、ワーク・ライフ・バランス施策

要望 (1)就労支援施策の強化について	対応部署
<p>&lt;補強&gt;</p> <p>①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について            「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。</p>	<p>就職氷河期世代の方々を含め就職困難者等に対しては、福祉サービス等と連携し、「箕面1日ハローワーク」や「就職支援講座」などの事業を実施しており、今後も就職氷河期世代の方々の実態やニーズに沿った支援の充実に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>②地域での就労支援事業強化について            「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。            併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。</p>	<p>市内3か所の地域就労支援センターにおいて、就労相談を実施するとともに、「就職支援講座」、「障害者市民就職支援パソコン講座」、「箕面1日ハローワーク」等の実施により、引き続き就労支援の充実に努めます。また、本市を含む10自治体と関係機関で構成される「北大阪地域ネットワーク」において連携・協力を図り、働き方改革の推進等に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>③障がい者雇用の強化について            大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。            加えて、新型コロナウィルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用をより一層促進すること。</p>	<p>本市においては、一般財団法人箕面市障害者事業団（以下、「事業団」という。）が運営する「障害者就業・生活支援センター」における相談や助言、職業準備訓練や企業実習の斡旋など企業で働くための支援や、「障害者雇用支援センター」における障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」や「就労定着支援」等の事業を実施しています。</p> <p>引き続き、障害特性に応じた障害福祉サービスの利用を支援するとともに、事業団や各事業所、関係機関と連携して、障害者の就労を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉部 障害福祉室】</p> <p>本市では、障害者市民の就労と職場定</p>

	<p>着を支援するため、豊能北障害者就業・生活支援センターが実施する職場実習に取り組む障害者に対して実習生奨励金を、職場実習に協力する事業所に対して事業所協力金を支給しています。</p> <p>また、毎年9月の「障害者雇用支援月間」に、勤労障害者及び障害者雇用優良事業所表彰を実施するなど、引き続き関係機関等と連携し、障害者雇用の促進に努めます。</p>
要望 (2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）	【地域創造部 箕面営業室】
<p>&lt;補強&gt;</p> <p>①女性活躍推進について</p> <p>女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。</p> <p>また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。</p>	<p>対応部署</p> <p>女性活躍推進法に基づいて、箕面市女性活躍推進計画を策定し、市ホームページで公開するとともに、計画の中で、「取り組み成果」と「今後の課題」をわかりやすい形で公表しています。</p> <p>なお、他市等の計画が既存の計画と一体化していることが多いなか、箕面市女性活躍推進計画は独立した計画として策定した点が特徴です。</p> <p>男女協働参画推進プランの時点修正については、現在、箕面市人権施策審議会から意見を求めている段階ですが、コロナ禍で会議開催が遅れしており、詳細はまだ決まっていません。</p>
<p>&lt;新規&gt;</p> <p>②女性活躍推進法の改正について</p> <p>「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。</p>	<p>2022年の「一般事業主行動計画」の策定対象事業者の拡大に向け、女性活躍推進法の趣旨等が広く認知されるよう、労働基準監督署等と連携し、市広報紙や「みのおワーキングNEWS」等を通じて市内事業者に周知していきます。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p>

要望 (3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について	対応部署
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について</p> <p>「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」(パワハラ防止法)施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。</p> <p>また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやA.I.を活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。</p>	<p>働き方改革関連法やパワハラ防止法については、随時相談対応しており、相談内容に応じて大阪府や労働基準監督署、大阪労働局等へつないでいます。また、関係機関からのお知らせについては、市広報紙や「みのおワーキングNEWS」、市内公共施設へのチラシ配架等により周知を行うとともに、北摂4市労働セミナーの開催等により、情報提供に努めています。</p> <p>SNSやA.I.を活用したシステム等については、今後国や他の自治体の動向等について情報収集していきます。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p>&lt;補強&gt;</p> <p>②外国人労働者が安心して働くための環境整備について</p> <p>外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。</p> <p>また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。</p>	<p>労働法令等が順守されるよう関係機関と連携し、市広報紙や市内公共施設へのチラシ配架等により、情報提供に努めます。</p> <p>外国人のかたに対しては、市立交流センターにおいて多言語で労働や生活面の情報提供や相談を行っています。また、外国人のかた向けの日本語教室も同センター及び萱野中央人権文化センターにおいて実施しており、引き続き相談体制の充実に努めます。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p> <p>市ホームページで、外国人労働者や雇用者に向けての情報を発信しています。</p> <p>今後も関係団体と協力しながら、外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業の現状の把握に努めるとともに、日本語教室や生活相談事業の周知や実施など、外国人労働者への支援を続け</p>

	<p>ています。</p> <p>外国人向けの相談体制については、昨年度、外国人受入環境整備交付金を活用して市立多文化交流センターにおける相談窓口のための整備を行い、令和2年4月から多言語相談窓口の拡充を行っています。</p> <p>【人権文化部 文化国際室】</p>
<b>要望 (4)地方創生交付金事業を活用した就労支援について</b>	<b>対応部署</b>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。</p>	<p>地方創生交付金を活用した就労支援として、平成26年度に設置された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用し、産業としての農業創出事業を実施しており、一般社団法人箕面市農業公社において新規就農者の技術指導を含む若年層の雇用創出就労支援を実現しました。今後も、地方創生推進交付金の活用等による就労・生活支援について他市の先進事例などを研究していきます。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p> <p>現在も関係団体と協力しながら、日本語教室や生活相談事業の周知や実施など、就労支援をしており、今後も他市における取組等を参考にしながら、外国人労働者の労働環境の改善に努めてまいります。</p> <p>【人権文化部 文化国際室】</p>
<b>要望 (5)産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について</b>	<b>対応部署</b>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。</p>	<p>大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材確保については、府やハローワーク等の関係機関と連携し、市広報紙や市内公共施設でのチラシ配架等により、仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）を発信するとともに、新たな人材育成に</p>

	<p>つながる職業訓練制度の周知に努めます。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p><b>要望 (6)治療と職業生活の両立に向けて</b></p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」(2018~2023年)が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。</p>	<p><b>対応部署</b></p> <p>病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、大阪府などが開催する経営者、管理職向けセミナーの周知や、関係機関との連携を強化していくことで両立支援の充実を図ります。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p> <p>今後もがんの早期発見、早期治療を目的とした自己負担無料のがん検診の実施に加えて、がんに関する知識の普及啓発やがん検診の受診勧奨を進めています。また、大阪府と連携し、がん患者の就労に関する普及啓発を行っていきます。</p> <p>【健康福祉部 地域保健室】</p>

## 2. 経済・産業・中小企業施策

要望 (1)中小企業・地場産業の支援について	対応部署
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>①ものづくり産業の育成強化について ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。</p>	<p>国の人材育成施策を活用し、熟練技能者が有する技術・技能が継承できるよう、制度の周知等に努めます。 【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>②若者の技能五輪への挑戦支援について 中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。 合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。</p>	<p>関係機関と連携し、市内公共施設へのチラシ配架等により、情報提供に努めます。 【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>③中小・地場企業への融資制度の拡充について 中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。 また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。</p>	<p>本市では、大阪府の中小企業事業資金融資制度を活用し府の預託金に本市の預託金を上乗せすることで府制度より利率を低く設定した事業融資制度を継続実施しています。本制度は原則保証人が不要であることから、中小企業事業者にとって利用しやすい制度となっており、引き続き分かりやすい情報発信に努めるとともに、迅速かつ効果的な運用等について研究します。 【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>④非常時における事業継続計画（BCP）について 新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について</p>	<p>中小企業に対する「BCP策定大阪府スタイル」の啓発については、府内の関係部署との連携を図ります。 また、事業継続計画の策定は災害時の事業継続に有効と認識していますが、災害対応力についての効果検証には着手しておらず、その手法について研究が必要と考えます。 【総務部 市民安全政策室】 中小企業等における事業継続計画（B</p>

て効果検証し、公表すること。	C P) の普及に向け、大阪府や箕面商工会議所とも連携しながら啓発に努めます。
<b>要望 (2)下請取引適正化の推進について(★)</b>	<b>【地域創造部 箕面営業室】</b> <b>対応部署</b>
<継続>  サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しづ寄せ』防止のための総合対策」(しづ寄せ防止総合対策)に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。	国が作成した下請代金支払遅延等防止法にかかるガイドブックを窓口に配架し制度を周知するとともに、関係機関と連携を図ります。  【地域創造部 箕面営業室】
<b>要望 (3)公契約条例の制定について(★)</b>	<b>【地域創造部 箕面営業室】</b> <b>対応部署</b>
<補強>  公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。	公契約条例は制定しておりませんが、請負契約書等において、受注者が労働基準法や最低賃金法等の法令を遵守し、法令上の責任を負うことを明記するなど、適正な労働条件と賃金水準の確保が図れるようにするとともに、より良い公共サービスを提供することができるよう、公正かつ適正な契約事務の執行を推進しています。  【総務部 契約検査室】
<b>要望 (4)「中小企業振興基本条例」の早期制定について</b>	<b>【総務部 契約検査室】</b> <b>対応部署</b>
<新規>  大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。	「中小企業振興基本条例」制定の予定は現時点ではありませんが、今後も中小企業の振興に向けて取り組んでいきます。  【総務部 箕面営業室】

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

要望 (1)地域包括ケアの推進について (★)	対応部署
<p>＜継続＞</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料とともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。</p> <p>また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。</p> <p>加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。</p>	<p>高齢者が介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスを提供するよう努めるとともに、介護サービス事業者への適切な指導・助言や事業者間の総合連携の支援、各種研修情報の提供等を通じて、介護サービスの質の向上、介護人材の育成を図り、介護サービス基盤の充実を図ります。</p> <p>また、現在策定中の第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者等、家族介護者及び事業者の意識・実態等についてのアンケート結果や高齢者数、一人世帯高齢者数の増加など高齢者の取り巻く現状と課題を整理し反映させています。</p> <p>第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や取組等の市民への周知に関しては、市広報紙での情報発信や地域の集まり等で随時情報を周知していきます。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉部 地域包括ケア室】</p>
要望 (2)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について	対応部署
<p>＜継続＞</p> <p>市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。</p> <p>さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。</p> <p>また、市民が健康に関する情報を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健</p>	<p>今後も各種健（検）診の受診率向上に取り組んでいきますが、検診等の対象年齢については、国制度を基本とし、今後も実施していきます。</p> <p>また、府が実施している「健活10」などの取り組みについては、大阪府と連携し、今後も継続して周知していくとともに、生活習慣病の予防等、健康の維持・増進に関して、普及・啓発に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉部 地域保健室】</p>

医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。	
<b>要望 (3)医療提供体制の整備に向けて (★)</b>	<b>対応部署</b>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>①医療人材の勤務環境と待遇改善について 医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。</p> <p>また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。</p> <p>加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、待遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。</p>	<p>大阪府と連携し、府が実施する体制確保事業等を地域医療機関に周知しています。</p> <p>【健康福祉部 地域保健室】</p> <p>市立病院では、医師事務作業補助者や看護補助者の採用により、医師や看護師の業務のタスクシフティングを進めるなど、医療従事者の長時間労働の防止を図るとともに、当直の翌日は休日とし、適切な勤務間インターバルを確保しています。</p> <p>また、2024年度から始まる医師の時間外勤務の上限規制に向けて、時間外勤務のさらなる縮減を進め、引き続き労働環境の改善に努めます。</p> <p>また、「看護師スキルアップ研修」や「緩和ケア研修会」など、市立病院職員のみならず、地域の医療従事者も参加できる研修を多数開催しています。今後もニーズの高い医療従事者向け研修を実施し、地域全体の医療レベルの向上に寄与していきます。</p> <p>【市立病院事務局 病院人事室】</p>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>②医師の偏在解消に向けた取り組みについて 地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。</p> <p>特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。</p> <p>加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な</p>	<p>本市においては、人口構造の変化に考慮し、市所有施設に医療機関を誘致するなど、効果的な医療提供体制の構築に向け取り組みを行っており、今後も状況把握に努めてまいります。</p> <p>【健康福祉部 地域保健室】</p>

医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。	
要望 (4)介護サービスの提供体制の充実に向けて(★)	対応部署
<p>＜継続＞</p> <p>①介護労働者の待遇改善と職場定着に向けて</p> <p>今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、待遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。</p> <p>また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。</p>	<p>本市では、YouTubeを活用した集団指導説明動画、新規指定時の研修動画を作成し、市が管轄する介護事業者を対象に、介護保険の理念や事業運営上の留意事項を周知しているほか、介護労働者の労働条件の確保・改善のポイントなどを市ホームページを通じて周知しています。</p> <p>また、待遇改善加算や特定待遇改善加算の計画書や実績報告書の作成方法などをわかりやすく説明した動画も作成し、運営事業者のかたが待遇改善に取り組みやすい環境整備に努めるとともに、直接事業所に臨場して行う実地指導では、介護職員の待遇改善加算の取得状況を確認し、適宜、加算の取得の促進に向け指導を行っています。</p> <p>今後もこれらの取組の実施や国や大阪府が行う各種支援策等の情報提供により、介護労働者の待遇の向上や人材確保、職場への定着等につながるよう支援していきます。</p> <p>また、各サービス事業者に対し、大阪府等が行う研修等の情報提供を行うなど、様々な機会を通じて、介護職員のキャリアアップに係る事業所の取り組みを支援していきます。</p> <p>【健康福祉部 広域福祉課】</p>
<p>＜継続＞</p> <p>②地域包括支援センターの充実と周知徹底について</p> <p>地域包括支援センターが地域のニーズに則</p>	<p>地域包括ケアシステムの充実をめざして、また、高齢化の進展やそれに伴う相談件数の増加等への対応に向けて、5か所ある地域包括支援センターに配置</p>

し、一定の水準を確保した実効性ある機能を發揮できるよう支援すること。

また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報等に取り組むこと。

する専門職（主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）を、介護保険法施行規則に規定する配置基準に準じて1センターあたり3名から4名に増員し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう必要な支援が行える人員体制に強化します。今後増加が見込まれる高齢者単身世帯や高齢夫婦のみの世帯をはじめとする市民や介護離職の防止など、介護に取り組む家族等を支援する観点から、地域包括支援センターがより身近な相談窓口となるよう、センターの取組についての周知・啓発を一層推進していきます。

#### 【健康福祉部 地域包括ケア室】

要望 (5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)	対応部署
<p>＜継続＞</p> <p>①待機児童の早期解消に向けて</p> <p>保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。</p> <p>また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。</p>	<p>待機児童の早期解消については、平成27年度から令和元年度の5年間を計画期間とする「第三次箕面市子どもプラン」に定めた保育所整備計画に基づき整備を進め、平成31年4月にプランの目標を上回る644人分、13施設の整備が完了しました。この結果、年度当初の4月において令和元年度、2年度の2年間待機児童ゼロを達成したものの、本市がめざす「通年の待機児童ゼロ」の達成には至りませんでした。</p> <p>令和2年度から令和6年度までの5年につきましては、「第四次箕面市子どもプラン」に基づき、ニーズに基づく保育施設の整備をするとともに、保育士確保対策をさらに強化し、保育施設の定員拡充をはかり、待機児童の解消をめざしていきます。</p> <p>なお、認可保育施設の整備の際には、保育が適正に行われるよう、施設と連携し、市として適切に指導・助言を行いま</p>

	<p>す。</p> <p><b>【子ども未来創造局 幼児教育保育室】</b></p> <p>&lt;補強&gt;</p> <p><b>②保育士等の確保と処遇改善に向けて</b></p> <p>子どもが心身ともに健やかに成長するためには必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。</p> <p>また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。</p>
	<p>保育士確保策として、平成 27 年 10 月から市内の民間保育園等に新たに常勤保育士として雇用された市内在住の保育士に対して「生活支援補助金（月額 2 万円）」を 3 年間、また、将来市内の保育園等で保育士として働くことをめざし、大学等で保育課程を学ぶ学生に対し「学生支援補助金（月額 2 万円）」を在学期間中（最大 4 年間）支給する制度を市独自で行うなど民間保育園の保育士確保について支援を行っています。</p> <p>保育士の給与水準の確保については、市内の全ての認可施設（認可保育園 24 園、認定こども園 6 園、小規模保育園 8 園）が、国の処遇改善等加算が一人ひとりの保育士に適切に措置されるよう、市として指導・確認を行っています。また、各園において保育に必要な人員が適正に配置されることは、安全安心な保育を行っていく上で必須と考えており、園からの報告に基づく配置状況等の確認に加え、定期・不定期に立入調査を行い配置状況等を確認しています。</p> <p>また、民間保育園と定期的に連絡会を開催し、情報共有、ニーズの把握、よりよい保育に向けた意見交換等を行うとともに、公立・民間合同の保育士研修会を実施するなど、保育の質向上に向けた取り組みを行っています。</p> <p><b>【子ども未来創造局 幼児教育保育室】</b></p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p><b>③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて</b></p> <p>保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行う</p> <p>病児・病後児保育につきましては、公立保育所 1 所で病児・病後児保育を、公立保育所 2 所で病後児保育を行っています。延長保育については、19 時 30 分まで実施している園は現在 16 園となりました。夜間保育は実施していませんが、</p>

<p>こと。</p> <p>また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。</p>	<p>休日保育は桜保育園1園で実施しています。</p> <p>今後もニーズに応じたサービス提供に向け調整していきます。</p> <p>【子ども未来創造局 幼児教育保育室】</p>
<p>＜継続＞</p> <p>④企業主導型保育施設の適切な運営支援について</p> <p>企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。</p> <p>また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。</p>	<p>企業主導型保育施設に対しては、認可外保育施設としての監査を行い、保育内容、保育従事者数、施設整備等について助言・指導を行っています。</p> <p>また、企業主導型保育施設は、企業が従業員の子どもを対象として設置する保育施設ですが、内閣府により従業員以外の受入も規定されています。本市に3園ある企業主導型保育施設は地域枠の設定をしていただいている。ご利用にあたり保護者からのご質問等があれば、市の窓口で受け付けています。</p> <p>【子ども未来創造局 幼児教育保育室】</p>
<p>＜継続＞</p> <p>⑤子どもの貧困対策について</p> <p>「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。</p>	<p>箕面市では、すでに国の「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業等の取り組みを進めています。</p> <p>また、NPOやボランティアグループなどが実施する公益的活動に対しては「夢の実支援金（みのお市民活動支援金）」制度があります。</p> <p>【子ども未来創造局 子ども成長見守り室】</p> <p>【人権文化部 生涯学習・市民活動室】</p>
<p>＜補強＞</p> <p>⑥子どもの虐待防止対策について</p> <p>児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。</p> <p>また、ネグレクト等の児童虐待を予防するた</p>	<p>本市では、平成30年4月1日に児童虐待の専門部署である児童相談支援センターを立ち上げ、児童虐待防止のために、「子どものSOSサインにつでも気づいたら迷わずにお電話を！」と具体的な通告の方法について、広報紙、ホームページ、チラシ、ポスターを通じて、11月の児童虐待防止推進月間に限らず、通年で広く市民に呼びかけていま</p>

め、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。

加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

す。

また、平成31年4月1日に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援をさらに充実して行うことを目的に、子育て世代包括支援センターを設置し、産後ケア事業等の母子保健施策、子育て支援施策、児童相談支援センター業務等の子ども家庭支援施策の一体的かつ効果的な実施に努めるとともに、児童虐待の予防にも取り組んでいます。相談業務を担う職員として、保健師、助産師、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、教員等の専門職を配置していますが、いずれも大阪府が実施する専門研修に参加するなど専門性を高めるための取組を行っています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年4月27日付で厚生労働省子ども家庭局長が発出した「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、本市では要保護児童地域対策協議会に登録されている支援対象児童などについて、各所属に定期的な状況確認を依頼するとともに、当センターも訪問や電話連絡を行い、所属や関係機関と連携して保護者指導や支援などを実施し、リスクの軽減をはかっています。

【子ども未来創造局  
児童相談支援センター】

#### <新規>

#### ⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

本市では、北摂4市2町等と連携し、豊能二次医療圏における休日、深夜、早朝の小児の救急患者の診療（一次救急診療）を引き続き実施していきます。

【健康福祉部 地域保健室】

#### 4. 教育・人権・行財政改革施策

要望 (1)指導体制を強化した教育の確保と質向上	対応部署
<p>少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守すること。</p>	<p>少人数学級編制については、来年度市費で雇用する教員を増加し、国に先がけて小学校 3 年生を 35 人学級編制とし、子どもの学びの質を高めることに尽力します。</p> <p>また、教職員の長時間労働を是正するために、学校力向上パイロット校に指定した市内の小中学校 3 校で、ミドルリーダーを中心とした業務の効率化を図り、個々の教員を学校組織全体で支える体制を再構築しています。加えて今後も部活動支援員の配置等の施策を講じていきながら、継続した取り組みを進めていきます。</p> <p>【子ども未来創造局 教職員人事室】</p>
要望 (2)奨学金制度の改善について (★)	対応部署
<p>2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。</p> <p>併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。</p>	<p>平成 29 年度から開始された日本学生支援機構における給付型奨学金制度は、1 年間の試行実施を経て、対象者を一部拡大した上で平成 30 年度から本格実施されました。令和 2 年度からは、給付型奨学金の対象が拡大され、併せて、進学者の授業料・入学金も減免される新たな就学支援制度になりました。今後は、新制度の実施状況を見ながら、必要に応じて、制度の拡大を求めていきます。</p> <p>なお、本市では、令和元年度から、従来の貸与型奨学金に加え、寄附金を原資とした給付型奨学金制度の運用を開始しており、住民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）の高校生に対する就学支援を実施しています（年額 5 万円を給付）。</p> <p>本市奨学金制度における奨学金返済支援制度の導入や地元企業就職時の奨学金返済支援制度の導入については、他</p>

	<p>市の動向も見ながら研究していきます。</p> <p>また、コロナ禍において返済が困難なかたから相談を受けた場合は、一時的に各月の返済額を低額に変更するなどの返済計画の見直しを提案し、無理なく返済できるような対応に努めています。</p> <p>【子ども未来創造局 学校生活支援室】</p>
要望 (3)人権侵害等に関する取り組み強化について	対応部署
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>①差別的言動の解消に向けて</p> <p>大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。</p>	<p>法律については、これまで市の広報紙への掲載や、法務局が制作した啓発ポスターを市内公共施設に掲示するなど、啓発活動を行っています。</p> <p>また、「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」において、引き続き、府との緊密な連絡調整、相互協力を図りつつ、地域の実情を勘案しながら、必要に応じて施策を進めていき、周知広報に努めます。</p> <p>【人権文化部 人権施策室】</p>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて</p> <p>L G B T 等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、S O G I (性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。</p> <p>また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。</p>	<p>性的少数者に対する理解促進や差別解消に向けた啓発講座は、イキイキさわやかに学ぶ会（PTA 学習会）の中で、令和2年10月に開催しましたが、今後も隨時取り組んでいきます。また、相談事業は、府内自治体と連携して大阪府人権協会への委託により実施しています。</p> <p>また、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題としての理解を深めるために、市民・事業者の皆様への啓発・周知広報に努めてまいります。</p> <p>今後も、この制度発足を受けての市町村における諸制度、多目的トイレ等の環境整備に関して、ニーズや利用実態を見極めながら、必要に応じて関係課室と協議していきます。</p> <p>【人権文化部 人権施策室】</p>

<p>&lt;継続&gt;</p> <p>③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。</p>	<p>部落差別解消推進法は、市ホームページへの掲載、各施設へのポスター掲示、啓発冊子への記載や講座開催などで周知を図っています。</p> <p>【人権文化部 人権施策室】</p> <p>大阪労働局など関係機関と連携し、企業人権啓発推進員協議会の活動などを通じて、引き続き事業者への啓発に努めます。また市広報紙や「みのおワーキングNEWS」、市内公共施設へのチラシ配架等により、あらゆる差別の撤廃に向け情報提供に努めます。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p><b>要望 (4)投票率向上に向けた環境整備について</b></p>	<p><b>対応部署</b></p>
<p>&lt;新規&gt;</p> <p>投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。</p> <p>また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。</p> <p>加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。</p>	<p>本市では頻繁に人の往来があり、通勤・通学途上や買い物時に利用できる駅前や商業施設の投票所（期日前投票も含む）を設置済です。</p> <p>また、市内に38の投票区を設けており、投票所まで距離が長くても最大約1Kmであり（山間部の1投票区を除く）、きめ細かく投票区を設けるとともに、頻繁に人の往来がある場所に期日前投票所を設置していますので、共通投票所が必要であるとは考えていません。</p> <p>期日前投票の全期間で、駅前の投票所では、通勤通学途上に投票ができるよう朝6時30分から夜10時までの投票時間（公選法規定では最大）に、商業施設の投票所では買い物時に投票ができるよう朝9時から夜9時までの投票時間として、既に弾力的な設定をしています。</p> <p>また、既に駅前や商業施設に投票所を設置しており、公募による投票所設置は必要であると考えていません。</p>

	<p>記号式投票は、公選法では地方選挙に限られること、また、実施できる地方選挙においても期日前投票・不在者投票・点字投票では自書式になることから、選挙人の投票や開票作業で混乱が生じる恐れがあるため実施の予定はありません。</p> <p>不在者投票における障害者及び介護認定者で要件を満たす方の投票は、公選法では郵便による方法しか認められていません。なお、有権者の滞在地等での不在者投票における投票用紙等の請求については、公選法規定により可能になっているオンラインによる方法を検討します。</p> <p>投票率向上を目指した本市の投票利便性向上の取り組みについては、引き続き有権者への周知に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【選挙管理委員会事務局】</p>
<p><b>要望 (5)ふるさと納税の運用について</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>ふるさと納税の使途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。</p>	<p><b>対応部署</b></p> <p>本市のふるさと納税について、寄附者は寄附金の使途を「自然環境・住環境の保全」、「子育て支援・教育」、「保健福祉」など7分野から指定することができます。寄附者の希望を尊重しつつ、各種事業に活用していきます。</p> <p style="text-align: right;">【地域創造部 箕面営業室】</p>

## 5. 環境・食料・消費者施策

要望 (1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)	対応部署
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しそれ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。</p>	<p>「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されたことを受け、大阪府や他市町村の動向を注視しつつ、本市関係部局と連携し、食品ロス削減に取り組んでいきます。</p> <p>【市民部 環境整備室】</p>
<p>要望 (2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。</p> <p>また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。</p> <p>加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。</p>	<p>フードバンクの活動支援については、他市町村の支援内容を様々な観点から調査・研究し、検討していきます。</p> <p>【市民部 環境整備室】</p>
<p>要望 (3)消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策について</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。</p>	<p>啓発活動や消費者教育の一環として、消費生活相談員が地域に出向く出前講座を実施していましたが、今年度はコロナ禍の影響により実施できていません。</p> <p>今後は社会情勢を注視しながら、カスタマーハラスメントの抑止・撲滅を推進するための啓発活動や消費者教育に取り組むよう検討します。</p> <p>【市民部 市民サービス政策室】</p>

要望 (4)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について	対応部署
<p>＜補強＞</p> <p>大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乘じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。</p> <p>また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。</p>	<p>現在、特殊詐欺対策として、被害の多い75歳～79歳の高齢者を対象に、大阪府警が推奨する簡易型自動録音機の配布を実施しています。配布にあたっては、地域福祉活動を行っている地区福祉会、本趣旨に賛同された事業者や団体等に協力いただいている。</p> <p>また、毎年、広報紙に特集記事を掲載しており、今年度も1月号に掲載しています。そのほか、昨年からの新たな取り組みとして、特殊詐欺の被害が多い地域に対して、年賀タウンという年賀はがきのダイレクトメールで特殊詐欺の防止を呼びかける郵便局の取組みに対し、警察とともに協力をしています。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 市民安全政策室】</p> <p>特殊詐欺対策として、地域コミュニティラジオのCMにて、還付金詐欺などについて注意を呼びかけています。今後も、警察と強固に連携をとりながら、高齢者等の見守り強化、注意喚起等を進めています。</p> <p style="text-align: right;">【市民部 市民サービス政策室】</p>

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

要望 (1)交通バリアフリーの整備促進	対応部署
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。</p>	<p>阪急電鉄箕面線の牧落駅、桜井駅のバリアフリー化については、エレベーター、トイレの整備が実施されています。これらの設備は、鉄道事業者が保有・管理するものであり、その維持管理・更新費用は自らの収入により負担すべきものであること、また、それらの費用は初期費用ほどの負担にならないことから、現在のところ財政支援措置については検討していません。</p> <p>【地域創造部 交通政策室】</p>
要望 (2)安全対策の向上に向けて	対応部署
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。</p> <p>また、高齢者や障がいの方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。</p>	<p>交通弱者を含めた利用者を支える仕組みについては、行政、交通に関する事業者及び民間諸団体等が参加する箕面市交通安全推進協議会の会議の場を通じて、情報共有に努め、検討していきます。</p> <p>【総務部 市民安全政策室】</p> <p>ホームドア・可動式ホーム柵の設置に関して、国及び府の協調補助制度があることから、今後事業者からの要望があれば補助制度の活用を検討したいと考えています。</p> <p>【地域創造部 交通政策室】</p> <p>障害の有無にかかわらず、全ての市民が暮らしやすい共生社会の実現に向けて、広く市民に対して障害者理解のための啓発に取り組み、社会全体で支え合う環境づくりに努めます。</p> <p>【健康福祉部 障害福祉室】</p> <p>交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組みとしては、公共</p>

	<p>交通機関の利用が難しいかたを対象とした福祉有償輸送「オレンジゆづるタクシー」を運行しています。</p> <p>また、今後も地域活動やボランティア等の活動支援を行い、地域での支え合い・助け合いの環境づくりを進めていきます。</p>
<b>要望 (3)キッズゾーンの設置に向けて</b>	<p style="text-align: right;">【健康福祉部 高齢福祉室】</p> <p><b>対応部署</b></p>
<新規>  保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。	<p>保育施設周辺の道路を通行する車両に対し、交通事故防止の注意喚起のために「キッズゾーン」の路面標示を令和2年度に行っていきます。</p> <p>あわせて、関係機関と連携しながら運転手への啓発活動に努めています。</p> <p style="text-align: right;">【みどりまちづくり部 道路整備室】 【子ども未来創造局 幼児教育保育室】</p>
<b>要望 (4)防災・減災対策の充実・徹底について(★)</b>	<p style="text-align: right;">対応部署</p>
<継続>  市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施とともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。  また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。  さらに、災害発時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。  加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・	<p>箕面市では、ハザードマップを全戸配布し、災害発生時の危険箇所や避難場所を住民に周知するとともに、各地域で防災講習会を開催し、災害発生時の避難方法等の啓発を実施しています。防災訓練につきましては、大規模災害を想定して、市民や事業者も参加する全市一斉総合防災訓練や各関係機関との合同防災訓練を実施し、精度の高い情報収集に基づく伝達体制の構築を含む市全体の地域防災力の向上に努めています。</p> <p>また、被害を低減させる施設等について、中央防災倉庫だけでなく21箇所の避難所や60箇所の地域防災ステーションを整備し、各施設に、必要となる装備や資器材を配備するなどして地域防災力の向上に努めています。</p> <p>また、コロナ禍での災害発生時に機能する医療体制の整備については、感染症</p>

安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。	<p>対策用の資器材の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら協力体制の構築に努めています。</p> <p>また、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団など避難支援等関係者に提供し、平時の活動に活用いただくことで、有事の際、迅速な安否確認につなげる体制をとっています。名簿については、年1回（出生6ヶ月までの乳幼児は、年に3回）更新しています。市ホームページについては、多くのかたに見やすくわかりやすいと思ってもらえるものにしていきます。</p> <p>なお、コロナ禍における新たな防災計画について、感染症に対応した計画として平成29年に箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。当該計画には、発生段階別の対策も明記しておりますので、当該計画に基づき適切に対応していきます。</p>
【総務部 市民安全政策室】	
<b>要望 (5)地震発生時における初期初動体制について</b> <p>&lt;補強&gt;</p> <p>地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。</p> <p>また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。</p>	<b>対応部署</b> <p>市の動員体制に関しましては、情報収集体制・情報伝達体制の整備、地区防災スタッフの任命、施設における地震時初動員の指名、自動参集基準の周知徹底を行うことにより、参集する体制を整備しています。</p> <p>また、速やかな参集のため、中・長期的な視点で市内在住率の増加をめざしていきます。その中で、自治体間の連携をとりつつ、よりよい体制を築いていきます。</p>
【総務部 市民安全政策室】	
要望 (6)地域防災対策の連携強化について	<b>対応部署</b>

<p><b>&lt;補強&gt;</b></p> <p>大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。</p> <p>また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。</p>	<p>市は、地域防災の最小単位として自治会等の地域コミュニティにおける防災機能の強化を推進しています。そのため、市は、市民に対し、災害時における地域コミュニティの役割と重要性を周知徹底し、全ての市民が何らかの地域コミュニティに組み込まれることをめざします。</p> <p>また、防災ボランティア制度の整備については、市地域防災計画に基づき箕面市社会福祉協議会において受入体制が整備されていますので、災害時には、市社会福祉協議会と連携を図り、活動を支援していきます。</p> <p>帰宅困難者の対応について、市は、府が行う帰宅困難者支援協力店（「防災・救急ステーション」又は「災害時帰宅支援ステーション」）制度の推進等、事業者への周知啓発等に協力しています。徒歩帰宅を支援する環境整備として、事業者、市内にキャンパスを要する大学等に対し、従業員及び店舗の利用者等、また、教職員及び学生等が、自宅までの距離が著しく長く徒歩帰宅が困難となった場合に、交通機関の復旧等までの期間を安全に過ごせるよう、飲料水、食料、毛布等の備蓄の整備を推進しています。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 市民安全政策室】</p>
<p><b>要望 (7)大阪府北部地震に対する継続支援について</b></p> <p><b>&lt;継続&gt;</b></p> <p>2018年6月に発生した「大阪北部地震」への支援を継続して行うとともに、国・大阪府に対しても必要な措置を求める。特に、府域内で同じ全壊、大規模半壊の被災者の間でも支援の有無に差がないよう、引き続き検討を進めること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>対応部署</b></p> <p>大阪府や国に対しての要望は、必要に応じて検討していきます。今後も、誰もが安心して生活できる環境をめざしていきます。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 市民安全政策室】</p>

要望 (8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)	対応部署
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について</p> <p>予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。</p> <p>また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。</p> <p>加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。</p>	<p>豪雨災害については、浸水対策として「水防整備指針」に基づき、市内各所で計画的に整備に取り組んでいます。</p> <p>また、土砂災害については、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域内の人家ゼロを目的とした、擁壁等の崖崩れ対策施設の早期整備を大阪府に要請するとともに、大阪府の整備対象とならない小規模な箇所については、市が単独事業として取り組んでいきます。</p> <p>なお、ハザードマップの見直しについては、ハザードマップに記載される土砂災害・浸水害に係るハザードエリアの設定等は大阪府が実施主体のため、大阪府によるハザードエリアの見直しが行われ次第、速やかに市のハザードマップを更新し、市民に周知を行っています。</p> <p>【総務部 市民安全政策室】</p> <p>豪雨水害、土砂災害の危険度が高いとみられる地域については、日頃の点検とあわせて豪雨前に重点的に点検を実施し、被害の未然防止に努めています。豪雨水害については、浸水対策として「水防整備指針」に基づき、市内各所において計画的に整備に取り組んでいます。</p> <p>また、土砂災害対策については、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域（レッドゾーン）内の人家ゼロを目的とし、擁壁等の崖崩れ対策が必要な施設の早期整備を大阪府に要請するとともに、大阪府の整備対象とならない小規模な箇所については、市が単独事業として取り組んでいます。</p> <p>【みどりまちづくり部 水防・土砂災害対策推進室】</p>

<p>&lt;継続&gt;</p> <p><b>②災害被害拡大の防止について</b></p> <p>大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。</p> <p>さらに災害発生時においては、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。</p>	<p>箕面市においては、「箕面市地震時業務継続計画」を定めています。当該計画は平常時に行っている業務を、災害時において、いかに継続するか、いかに停止する業務を最小限にとどめ早期に再開させるかに重点を置いて定めています。災害時には、当該計画に基づき、災害対応につとめます。また、民間事業者に対しても、防災対策の一環として、事業継続計画書を策定するよう周知に努めます。</p> <p>なお、災害発生時のコロナ対策について、既存の「基本の避難所運営マニュアル」に加え、新たに「新型コロナウイルス感染症の対策版」を策定しました。今後も引き続き、必要なマニュアルの更新及び対策用資機材の整備を行うとともに、市民への周知に努めます。</p>
<p><b>要望 (9)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について</b></p>	<p><b>【総務部 市民安全政策室】</b></p>
<p>&lt;継続&gt;</p> <p>鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスマントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナー・モラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。</p> <p>また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置等)への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。</p>	<p><b>対応部署</b></p> <p>暴力行為防止に向けた啓発活動については、公共交通機関を含む市内公共施設に対して啓発ポスターの掲示を依頼しています。阪急電車では、暴力行為防止をPRするポスターを駅構内や列車内に定期的に掲示し、駅や列車内における暴力行為の防止を呼びかけています。他にも、阪急バスでは、車内2箇所にドライブレコーダーを設置しており、車内でトラブルが起った際には、状況を確認できるよう対応しています。</p> <p>また、市民から寄せられる通報などにより暴力行為を覚知した場合は、速やかに警察に情報提供をします。</p> <p><b>【総務部 市民安全政策室】</b></p>

要望 (10)交通弱者の支援強化に向けて	対応部署
<p>＜新規＞</p> <p>誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。</p>	<p>箕面市では、路線バスのほか、平成22年9月から、それまでの箕面市公共施設巡回福祉バス（Mバス）に代わりコミュニティバス「オレンジゆづるバス」の実証運行を開始し、市民の利用実績等から評価・見直しを行った上で、平日・土曜ダイヤは平成25年5月から、日曜・祝日ダイヤは平成28年7月から本格運行を行っており、市内の移動手段を確保しています。</p> <p>また、令和5年度開業予定の北大阪急行線の延伸に向けて市内バス路線網の再編を計画しており、みなさまのご利用ニーズやご利用実態に合わせたオレンジゆづるバスを含む市内バス路線の再編を検討してまいります。</p> <p>【地域創造部 交通政策室】</p>
要望 (11)持続可能な水道事業の実現に向けて	対応部署
<p>＜新規＞</p> <p>持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。</p> <p>また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。</p>	<p>水道事業に必要な知識・経験を有する人材が配置され、安定的継続的に事業を維持させることは重要と認識しており、計画的な育成が可能な人員配置を図るとともに、長時間労働の防止など引き続き労働環境の改善に努めます。</p> <p>国では、水道事業の基盤強化の方策として、広域化やコンセッション方式等を例示しています。本市においては、将来的な府域水道の一元化の必要性は認識していますが、本市単独でのコンセッション方式の導入は考えていません。</p> <p>【上下水道局 経営企画室】</p>



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要請について

要望 (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について	対応部署
<p><b>①医療提供体制の強化</b></p> <p>再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。</p>	<p>発熱外来については、都道府県及び保健所を設置する市または特別区が設置主体となっており、市では府の意向を受け、協力体制を整えていきます。</p> <p>また、医療関連従事者への感染検査等については、現在、行政検査として実施しているPCR検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療へつなげる観点から保健所の判断で濃厚接触者を含め受検者を特定し実施しています。現時点では、無症状者を含め、医師が必要と判断した場合も、幅広く行政検査を実施することとされています。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉部 地域保健室】</p>
	<p>感染症に対応した地域医療体制の確立・整備については、大阪府及び保健所が担うこととなっております。市は、府や近隣市町と緊密な連携を図り、府が実施する地域における医療体制の確立等に関して協力していきます。また、医療現場など常時衛生環境に留意する施設や業務において、マスク、消毒液や医療用の防護服やアイソレーションガウン、手袋（グローブ）、ゴーグルなど治療に欠かせない物資の確保については、各施設や業務において、必要数に応じて確保・整備されるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 市民安全政策室】</p>
<p><b>②感染者受入れ体制の強化</b></p> <p>新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくとも良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の軽症者や無症状者に対する宿泊療養について、宿泊療養施設の確保及び施設の運営指導は、大阪府が実施しています。施設の運営指導にあたっては、大阪府が運営マ</p>

<p>分け)の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。</p> <p>なお、使用した後は、利用者の不安を払拭(風評被害を防止)するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。</p>	<p>ニュアルを作成し、公開しています。</p> <p>また、宿泊療養施設には医師会や看護協会の協力を得て、医師及び看護師が派遣され、24時間体制で感染者の健康管理を行っています。</p> <p>【総務部 市民安全政策室】</p>
<p><b>要望 (2)非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について</b></p>	<p><b>対応部署</b></p>
<p><b>①PCR検査の拡充</b></p> <p>新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。</p> <p>また、感染防止を目的とした事業所の改裝、必要資材の購入等への助成を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療へつなげる観点から保健所の判断で濃厚接触者を含め受検者を特定し実施しています。優先順位を決め実施した検査結果は、時点でのみ有効な情報となりますので、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種と同様の運用には適していません。</p> <p>また、国通知等により、感染リスクの高い対面業務を実施する事業所については、防護服等の手立てを支援することとされており、市場での入手が困難な場合においては、状況を判断し対応策を講じます。</p> <p>感染防止を目的とした事業所の改裝や必要資材の購入等への助成については、現在、予定はありません。</p> <p>【健康福祉部 地域保健室】</p> <p>行政検査として実施されているPCR検査は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び本人に対する治療へつなげる観点から保健所等の判断で実施されています。</p> <p>季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、行政</p>

	<p>検査としてのPCR検査の需要の高まりが予想されます。大阪府においては、行政検査体制がひつ迫しないように努めていることもあり、市においては、現時点で医療従事者等を対象にした無料のPCR検査を実施する予定はありません。なお、無症状者を含め、医師が必要と判断した場合は、幅広く行政検査を実施することとされています。</p> <p>特定接種の登録については、厚生労働省において実施される臨時の予防接種に係る制度ですので、検査に活用することはお答えできかねます。</p> <p>また、業務において必要となる物資については、各業務において、必要数に応じて確保・整備されるものと考えます。事業所における感染防止対策費用に対する助成については、市においては検討しておりませんが、国において、新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、感染拡大防止対策等に要する費用の補助を行っています。</p>
②感染者への誹謗中傷や差別・パワハラの禁止の徹底	<p>【総務部 市民安全政策室】</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮については、市ホームページにおいて啓発をしています。</p> <p>そこでは、インターネットにおいて個人情報を特定したり、真偽不明のうわさを広めたり、誹謗中傷をする問題があることにふれた上で、これは誰もが感染し得るものであり、感染者が悪いのではないこと、病気を正しく理解して、不確かな情報に惑わされた行動や人権侵害につながるような行為をしないよう、呼びかけています。</p> <p>【人権文化部 人権施策室】</p>

<p>トに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。</p>	<p>パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針について関係機関からのお知らせを掲載した「みのおワーキングNEWS」の発行、市内公共施設へのチラシ配架、各種相談窓口やセミナー等での周知により情報提供に努めます。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p><b>③保育・介護施設の事業継続</b></p> <p>労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。</p> <p>また、幼児にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。</p> <p>加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関する、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額しないこと。</p>	<p>緊急事態宣言時も保育の必要なかたに対して、保護者の就労保障の観点から、保育施設は開園し、保育の提供を行っています。</p> <p>保育施設では、国の定める「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき日々感染対策を徹底していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について保育内容や行事の実施方法を工夫するなど、保育施設に対して助言指導を行うとともに、感染者が出た場合には、保健所の指示に従い休園などの措置を行います。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設の休園や児童の受け入れ縮小により諸事業の履行が困難になった場合においても、公定価格や補助金は減額していません。</p> <p>【子ども未来創造局 幼児教育保育室】</p> <p>必要な介護の利用ができるよう国通知による「介護サービス事業所によるサービス継続について（令和2年4月24日付厚生労働省老健局）、その2（令和3年1月7日付厚生労働省老健局）」に基づき、事業所等へ事業継続を依頼しました。</p> <p>【健康福祉部 高齢福祉室】</p>

要望 (3)雇用維持と事業継続について	対応部署
<p><b>①休業要請の根拠の明示</b></p> <p>休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。</p>	<p>休業要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、大阪府知事の権限で行われます。要請が行われる場合は、市も府に協力し、必要に応じてその要請内容や法的根拠等を明示し、市民にわかりやすく周知するよう努めます。</p> <p>【総務部 市民安全政策室】</p>
<p><b>②労働者の雇用の維持・継続への支援</b></p> <p>休業を要請する企業に対しては、従業員の雇用を維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。</p>	<p>雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金など国が実施する事業者の雇用維持支援策について、市広報紙や市ホームページ、窓口でのチラシ配架等により、情報提供するとともに、事業者からの相談等に対しては、制度の説明や専門窓口等へつなぐなどのサポートを行っています。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p><b>③中小企業支援の拡充</b></p> <p>中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。</p>	<p>国が設置する専門家による経営相談窓口を周知するとともに中小企業の事業継続に向けた国や府の補助金について、市広報紙や窓口でのチラシ配架等により、情報提供に努めます。雇用調整助成金についても制度の説明や専門窓口等へつなぐなどのサポートを行っています。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p>
<p><b>④不利益を被った労働者への支援強化</b></p> <p>賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。</p>	<p>納税に関しては、債権管理機構に相談窓口を設置しており、市の広報紙やホームページ上で周知しています。</p> <p>【総務部 債権管理機構】</p> <p>賃金の減少または解雇された労働者に対しては、就労相談を行い、就労支援機関へつなぐなど支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金など国の労働者支援策につ</p>

	<p>いて、情報提供に努めます。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p>
	<p>経済的な課題など、生活上のさまざまな課題について、生活困窮者自立支援事業として総合保健福祉センターに生活相談窓口を設置しており、住居確保給付金の申請や就労などの相談に応じています。</p> <p>また、市ホームページ等にて周知しております。</p> <p>【健康福祉部 生活支援室】</p>
<b>要望 (4)エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について</b>	<p><b>対応部署</b></p> <p>社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実 社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事する方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。</p>
	<p>事業所における感染防止対策費用に対する助成については、市においては検討していませんが、国において、新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、感染拡大防止対策等に要する費用の補助を行っています。</p> <p>【総務部 市民安全政策室】</p> <p>事業主等を支援する雇用調整助成金、休業支援・給付金等の制度紹介を適宜行っていきます。</p> <p>【地域創造部 箕面営業室】</p>
<b>要望 (5)教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について</b>	<p><b>対応部署</b></p> <p>①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保 感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。</p>
	<p>国の学校保健特別対策事業費補助金を活用しながら、感染症拡大防止を図るための保健衛生用品を確保しています。今後も必要に応じて必要物品の確保に務めていきます。</p> <p>【子ども未来創造局 学校生活支援室】</p>

<p><b>②学校の負担軽減</b></p> <p>学校等の臨時休業(全国一斉、緊急事態宣言、延長)に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。</p>	<p>学校等の臨時休業(全国一斉、緊急事態宣言、延長)に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等については、保護者の負担を軽減すべく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、箕面市にて負担するようにしています。</p> <p>【子ども未来創造局 学校教育室】</p>
<p><b>③教員の負担軽減</b></p> <p>教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。</p> <p>また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がないよう、大阪府として支援施策を講じること。</p>	<p>市独自の配置は困難ですが、来年度においても、スクールサポートスタッフや学習支援員などの配置の継続を、国・府に要望していきます。</p> <p>【子ども未来創造局 教職員人事室】</p>

